

医療費 窓口負担額軽減のご案内（70 歳以上）

医療費が高額になると予測され、医療機関にて自己負担限度額のみ負担いただくため、年収約 370～1,160 万円（課税所得 145～689 万円）の方は、各保険者窓口にて「限度額適用認定証」の交付を申請してください。※年収は年金収入のみの方の金額となります。

※65 歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象となります。

（厚生労働省 HP 『平成 30 年 8 月高額療養費制度の見直しについて』より抜粋）

	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
		現役並み Ⅲ 課税対象 690 万円以上の方 <hr/> Ⅱ 課税対象 380 万円以上の方 <hr/> Ⅰ 課税対象 145 万円以上の方	252,600 円+ (医療費-842,000 円) × 1% 【多数回 140,100 円】
一般	課税対象 145 万円未満の方	18,000 円 (年間の上限 144,000 円)	57,600 円 【多数回 44,400 円】

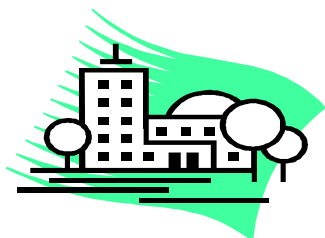
課税所得ⅡおよびⅠの方が対象となります。

■ 手続きの流れ ■

認定証は原則として申請した月の 1 日より適用されるものが保険者より交付されます。認定証の手続きは月をまたいでしまう前に早めにおこなってください。

◆◆申請先一覧（加入されている保険から申請先を以下の表にて確認ください。）◆◆

保険証の種類	申請先
国民健康保険	お住まいの市区町村の国民健康保険係
後期高齢者医療制度	各都道府県の後期高齢者医療広域連合、 お住まいの市区町村の担当窓口
健康保険組合、全国健康保険協会、 共済組合、国民健康保険組合	ご加入の医療保険者



①保険者へ認定証の申請



②お手元に 1 週間で
交付されます。



③交付されましたら速やかに
医療機関へご提示下さい。

申請にあたっては保険証および印鑑が必要となる事がありますので保険者へお問い合わせの上、お手続きください。

※お手続き等ご不明な点がございましたら、各病棟事務員または下記医事室保険請求グループまでお問い合わせください。